

経 済 産 業 省

公 印 省 略

20250902資第1号

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和7年9月26日

経済産業大臣 武藤 容治

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この訓令は、令和7年9月26日から施行する。